

## 鳥取県起業チャレンジ応援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県起業チャレンジ応援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、コロナ禍での社会変化に対応した新しいビジネス形態、サービスや商品により新たに起業しようとする者に対し起業前の開業準備経費を支援することで、コロナ禍における起業創業の促進に資することを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表1の第2欄に掲げる補助対象事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第1欄に掲げる者（以下「補助対象者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表2の第1欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第2欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下（千円未満は切り捨てる。また上限は同表の第3欄に掲げる額（以下「補助上限額」という。）とする。）とし、補助対象期間は同表の第4欄に定めるものとする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、商工労働部長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から60日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下、「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

### (承認を要しない変更等)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額を伴う変更

(2) 交付目的の達成に支障が生じるおそれのある事業計画の大幅な変更

(3) 本補助金の中止及び廃止

2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

3 規則第12条第3項の申請書に添付すべき書類は、それぞれ様式第1号及び第2号によるものとする。

(実績報告の時期等)

- 第7条 規則第17条第1項第1号又は第2号の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、補助事業の完了、中止又は廃止の日から20日を経過する日又は令和3年3月8日のいずれか早い日までに行わなければならない。
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第4号及び様式第5号によるものとする。
  - 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
  - 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第6号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(補助金の支払い)

- 第8条 補助事業者への補助金の支払いは、規則第18条第1項の規定による補助金の額の確定に基づき行うものとする。

(財産の処分制限)

- 第9条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。
- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるものとする。
  - 3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(雑則)

- 第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月8日から施行する。

別表1 (第3条関係)

1 補助対象者	2 補助対象事業
令和2年度中に、鳥取県内に事業所、店舗又は工場を設置して、法人設立若しくは個人事業の開業届出の提出により、新たに起業しようとする意思を持って事業計画に取り組む者	<p>コロナ禍での社会変化に対応したビジネス形態、新たなサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商品を導入して市場へ挑戦しようとする起業創業への取組み</li> </ul> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネット通販、Eコマース(電子商取引)等、オンラインをメインの販売チャンネルとする小売業等</li> <li>・無人接客・販売・決済サービスシステムを導入する小売業等</li> <li>・オンラインコンサルタント、オンラインレッスン等、ICT技術(情報通信技術)等を活用した遠隔・非対面ビジネス</li> <li>・アプリ・ソフトウェア開発、動画、Webデザイン制作等、非対面で事業遂行が可能なICT・デジタルコンテンツ事業</li> <li>・リモートワークを主体にした各種事業</li> </ul> <p>なお、以下の事業は対象としない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単なる感染症対策だけを行う事業</li> <li>・政治、宗教又は選挙活動に関わる事業</li> <li>・公序良俗に反する事業</li> <li>・公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第121号)第2条において規定する風俗営業等)</li> <li>・その他補助金を交付することが適切でないと認められる事業</li> </ul>

別表2 (第3条関係)

1 補助対象経費		2 補助率	3 補助上限額	4 補助対象期間
起業創業に向けた準備経費として以下に該当する経費		1/2	1者あたり20万円(千円未満は切り捨てる。)	交付決定以後令和3年3月7日まで
区分	内容			
FS調査費	市場・競争環境の調査、マーケティング戦略策定に向けた助言、コンサル等のための専門家への依頼に係る経費			
新商品・サービス開発経費	機械器具・消耗品の購入・借用経費、原材料・副資材の購入経費、外部専門家からの技術指導・ブランディング指導経費			
テストマーケティング経費	消費者ニーズを収集し、商品の磨き上げ等を行うために実施するテストマーケティングに係る経費			
販路開拓費	展示会・イベント出展経費、出店登録料、プロモーション活動費(インターネット上の仮想空間での出展・出店に係る経費を含む。)			
旅費	起業準備、事業活動に必要な旅費(運賃、高速利用料金、レンタカー代、宿泊費等)			
事務所等賃借料	事業計画の実施に必要な建物(事務所(コワーキングスペースを含む。))・店舗・工場)の賃借・利用料(共益費を含み、礼金、敷金は除く。)、事務機器等(ソフトウェアを含む。)の賃借料、保			

	守料、営業車両の賃借料			
設備等導入費	事業計画の実施に必要な備品設備（機械装置、工具器具、備品、システム（ソフトウェアを含む。））導入費（購入（運搬・設置経費含む。）、リース費用）			
広告宣伝費	広告（新聞・雑誌・テレビ・ラジオ等掲載費）、ホームページ作成等経費、パンフレット・チラシ制作費			
法人設立関係費	定款作成費（定款認証手数料、印紙代、謄本交付料、電子定款作成・認証代行費）、法人登記費用等（登録免許税、司法書士等代行費、税理士等委託料・顧問料）			
産業財産権等導入費	事業計画の実施に必要な産業財産権の導入に要する経費、特許申請に係る経費等			
その他事業に必要な経費として知事が認める経費	事業計画の実施に必要な消耗品費、印刷製本費等			
<p>※設備等導入費のうち備品設備の購入経費については補助対象経費への計上は20万円を限度とする。</p> <p>※振込手数料は対象外とする。</p> <p>※消費税は対象外とする。</p>				

令和 年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

住所（所在地）

氏 名

印

鳥取県起業チャレンジ応援補助金交付申請書

鳥取県起業チャレンジ応援補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号）第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助事業等の名称	鳥取県起業チャレンジ応援補助事業
算定基準額（見込み）	
交付申請額	
添付書類	1 補助事業実施計画書（様式第1号） 2 補助事業収支予算書（様式第2号）

1 実施主体の概要

氏名	
住所（所在地）	
電話番号	固定： 携帯：
ファクシミリ番号	
メールアドレス	

2 事業の概要

事業期間	交付決定日～令和 年 月 日 ※最長、令和3年3月7日まで
起業予定時期	令和 年 月（予定）※個人事業開業届出又は法人設立による起業予定時期（令和2年度中）を記入してください。
事業目的 （起業目的）	※ニーズや背景等を踏まえ、新たな事業で起業しようとする理由・目的を具体的に記入してください。
事業内容	※具体的な内容（いつ、どこで、何を、どのように）を記入してください。別紙添付可。 <b>【起業に係る事業プランの内容】</b>  <b>【当該起業に向けて本事業で行う内容】</b>
コロナ禍 での社会 変化への 適応性	※ <u>単に感染対策を行うだけにとどまらないこと</u> 、アフターコロナ・ウィズコロナの社会で求められる新規性・必要性をもった事業内容・ビジネス形態による起業であることを説明してください。 <b>【新規性】</b> ※コロナ前の既存サービス・ビジネス形態と今回取り組む事業が異なる点を比較して記載  <b>【必要性】</b> ※なぜその事業が必要とされるのか具体的な事例を用いて記載
波及性	※ 本事業により起業した結果、地域経済にどのような影響が見込まれるか記入してください。
実施体制	※ 事業に従事する従業者数、関係機関との連携・支援内容等を記入してください。
補助事業 完了後の 展望	<b>【継続性】</b> ※今後の展望、事業展開や見通しについて、①、②の場合、それぞれ記入してください。 ①コロナ禍が継続した場合  ②コロナ禍が収束した場合

(注) 1 他の補助金の活用の有無

(1) 活用の有無 有・無 ※いずれかに○をすること。

(2) 「有」の場合

活用する補助金名	
補助内容	
当該補助金の問合せ先	

様式第2号（第4条、第6条関係）

補助事業（変更）収支予算書

1 収入の部

（単位：円）

区分	金額	資金の調達先
自己資金		
借入金		
補助金		
その他		
補助対象経費計		

2 支出の部

（単位：円）

経費区分	経費内容	補助対象経費	積算根拠	負担区分	
				補助金	自己資金等
合計		( )		( )	( )

- (注) 1 補助金負担額は、補助対象経費の合計×1/2（千円未満切り捨て）の額と、補助上限額20万円を比較して、少ないほうの額を記入すること。
- 2 補助対象経費とできるものは、やむを得ない事情があるものとして県が認めたものを除き、県内事業者が実施したものとする。県外事業者への発注を予定している場合は、別紙様式「県外発注理由書」に必要事項を記載の上、補助事業収支予算書と合わせて提出すること。
- 3 変更申請時には括弧書きで交付決定時の金額を記載すること。
- 4 必要に応じて行を増やして使用すること。（1頁に収まらなくても構わない。）

様式第2号 別紙

県外発注理由書

区分	経費の内容	発注先 事業者名	発注先 所在地	当該経費に係る県 内事業者の状況	県内発注できない理由、 県外発注でなければなら ない理由

第 年 月 日 号

様

鳥取県知事

鳥取県起業チャレンジ応援補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県起業チャレンジ応援補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県起業チャレンジ応援補助金交付要綱（令和2年10月8日付第202000139665号鳥取県商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

令和 年 月 日

鳥 取 県 知 事 様

住所（所在地）

氏 名

印

鳥取県起業チャレンジ応援補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付第 号による交付決定に係る事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号）第12条第3項の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助金等の名称	鳥取県起業チャレンジ応援補助金
交付決定額	
変更（中止・廃止）後の額	
差引	
変更（中止・廃止）の時期	
変更（中止・廃止）の理由	
添付書類	1 変更（中止・廃止）後の補助事業計画書 2 変更（中止・廃止）後の補助事業収支予算書

令和 年 月 日

鳥取県知事 様

住所（所在地）

氏 名 印

鳥取県起業チャレンジ応援補助金に係る補助事業実績報告書

年 月 日付第 号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号）第17条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金等の名称	鳥取県起業チャレンジ応援補助金	
交付決定	算定基準額	交付決定額
実績		
差引		
添付書類	1 補助事業実施報告書（様式第4号） 2 補助事業収支決算書（様式第5号） 3 支出等を証する書類（領収書の写し等） 4 （実績報告提出までに起業した場合）起業したことを証する書類（個人事業の開業届出書、法人設立登記の写し等）	



様式第5号（第7条関係）

補助事業収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

区分	金額	資金の調達先
自己資金		
借入金		
補助金		
その他		
補助対象経費計		

2 支出の部

(単位：円)

経費区分	経費内容	補助対象経費	積算根拠	負担区分	
				補助金	自己資金等
合計		( )		( )	( )

- (注) 1 補助金負担額は、補助対象経費の合計×1/2の額（千円未満切り捨て）と、交付決定額を比較して、少ないほうの額を記入すること。
- 2 補助対象経費とできるものは、やむを得ない事情があるものとして県が認めたものを除き、県内事業者が実施したものとする。
- 3 括弧内には交付決定時の金額を記載すること。
- 4 必要に応じて行を増やして使用すること。（1頁に収まらなくても構わない。）

年 月 日

鳥取県知事 様

住所（所在地）

氏 名

印

仕入控除税額確定報告書

鳥取県起業チャレンジ応援補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額及び補助対象経費の額

(1) 補助金の確定額 金 円

(2) 補助対象経費の額 金 円

2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額）

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額

金 円

4 補助金返還相当額（3 - 2 > 0の場合）

$$(3 - 2) \times \frac{1 \text{の}(1)}{1 \text{の}(2)}$$

金 円

（注）別紙として積算の内訳を添付のこと

第 年 月 日 号

様

鳥取県知事

鳥取県起業チャレンジ応援補助金の額の確定及び精算払について（通知）

年 月 日付第 号で交付決定し、年 月 日付けで実績報告のあったこの補助金について、その内容を審査した結果、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、鳥取県補助金等交付規則（昭和平成32年4月鳥取県規則第22号）第18条第1項の規定により通知します。

また、下記のとおり精算払しますので、御承知ください。

記

- |          |           |
|----------|-----------|
| 1 交付決定額  | 金〇〇〇,〇〇〇円 |
| 2 補助金確定額 | 金〇〇〇,〇〇〇円 |
| 3 精算払額   | 金〇〇〇,〇〇〇円 |

口座振込依頼書

令和 年 月 日

請求者 住所(所在地) \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

鳥取県から支払われる起業チャレンジ応援補助金については、下記の口座に振り込んでください。

記

1 振込銀行等 \_\_\_\_\_ 銀行 支店  
金庫 出張所  
農業協同組合 \_\_\_\_\_ 営業部

2 預金科目 普通・当座

3 口座番号 店番 \_\_\_\_\_ 口座番号 \_\_\_\_\_  

--	--	--

 — 

--	--	--	--	--	--	--	--

(株) ゆうちょ銀行の店名・口座番号は、ゆうちょ銀行・郵便局の窓口で通帳に印字してもらったもの、またはゆうちょ銀行の専用フリーダイヤル・Webサイトで確認したものに限りです。

4 口座名義(カタカナ) \_\_\_\_\_

※請求者と口座名義人が異なる場合には、以下にもご記入ください。

請求者と口座名義人が異なりますが、以下の者に受領を委任します。  
受任者(口座名義人) \_\_\_\_\_